

○第71回農薬専門調査会幹事会

日時：平成23年4月15日（火）13：30～16：50

議事概要：

（1）ピリダベン

・審議の結果、ピリダベンのADIを0.005mg/kg体重/日とし、評価書（案）を一部修正の上、食品安全委員会に報告することとなった。

＊殺虫剤で、かんきつ類、きゅうり等に使用し、ミニトマトへの適用拡大申請がされています。ポジティブリスト制度導入に伴う残留基準（いわゆる暫定基準）が設定されています。

（2）サフルフェナシル、ビキサフェン、フェントエート、フェンピラザミン及びフルチアニルの食品健康影響評価について調査審議する評価部会の指定について

1）サフルフェナシル

・検討の結果、評価第二部会において調査審議することとなった。

＊除草剤で、日本国内での農薬登録はありません。今回、穀類、豆類、ぶどう、かんきつ類、仁果類、ナッツ類、畜産物等へのインポートトレランス設定の要請がされています。

2）ビキサフェン

・検討の結果、評価第一部会において調査審議することとなった。

＊殺菌剤で、日本国内での農薬登録はありません。今回、小麦、大麦、ライ麦、畜産物等へのインポートトレランス設定の要請がされています。

3）フェントエート

・検討の結果、評価第一部会において調査審議することとなった。

＊殺虫剤で、稲、だいち、ばれいしょ等に使用し、かんきつへの適用拡大申請がされています。ポジティブリスト制度導入に伴う残留基準が設定されています。

4）フェンピラザミン

・検討の結果、評価第四部会において調査審議することとなった。

＊殺菌剤で、今回、トマト、なす、きゅうり、かんきつ、いちご及びぶどうへの新規登録申請がされています。

5）フルチアニル

・事前の検討の結果、評価第四部会において調査審議することとなり4月12日に審議された。

＊殺菌剤で、きゅうり、なす及びいちごへの新規農薬登録申請がされています。

（3）アルジカルブ、シクラニド及びピリベンカルブの食品健康影響評価に関する審議結果（案）についての御意見・情報の募集結果について

1）アルジカルブ

・継続審議することとなった。

＊殺虫剤で、日本国内での農薬登録はありません。ポジティブリスト制度導入に伴う残留基準が設定されています。

2）シクラニド

・継続審議することとなった。

＊植物成長調整剤で、日本国内での農薬登録はありません。ポジティブリスト制度導入に伴う残留基準が設定されています。

3）ピリベンカルブ

・国民からの御意見・情報の募集期間中に、ピリベンカルブ評価書（案）に対して寄せられた御意見について検討した結果、御意見に対する回答を一部修正の上食品安全委員会に報告することとなった。

＊殺菌剤で、きゅうり、キャベツ、りんご等への新規農薬登録申請がされています。

（4）アセタミプリド、クロラントラニプロール、クロルピリホス、トリフロキシストロビン、ピラクロニル及びフルフェノクスロン

1）アセタミプリド

・審議の結果、アセタミプリドのADIを0.071mg/kg体重/日とし、評価書（案）を一部修正の上、食品安全委員会に報告することとなった。

＊殺虫剤で、ばれいしょ、トマト、かんきつ類等に使用します。豆類、非結球あぶらな科野菜、しゅんぎく等への適用拡大申請がされています。

2）クロラントラニプロール

・審議の結果、クロラントラニプロールのADIを0.26mg/kg体重/日とし、評価書（案）を一部修正の上、食品安全委員会に報告することとなった。

* 殺虫剤で、キャベツ、トマト、りんご、ぶどう等に使用します。だいこん、かぶ、なし、あんず及びかきへの適用拡大申請並びに米、かんきつ類、ナッツ類等へのインポートトレランス設定要請がされています。

3) クロルピリホス

・ 審議の結果、クロルピリホスのADIを0.001mg/kg体重/日とし、食品安全委員会に報告することとなった。

* 殺虫剤で、ばれいしょ、キャベツ、かんきつ類、りんご、茶等へ使用します。魚介類への残留基準の設定要請がされています。

4) トリフロキシストロビン

・ 審議の結果、トリフロキシストロビンのADIを0.05mg/kg体重/日とし、食品安全委員会に報告することとなった。

* 殺菌剤で、てんさい、きゅうり、りんご等に使用します。小粒核果類への適用拡大申請及び魚介類への残留基準の設定要請がされています。

5) ピラクロニル

・ 審議の結果、ピラクロニルのADIを0.0044mg/kg体重/日とし、食品安全委員会に報告することとなった。

* 除草剤で、水稻に使用し、ひえへの適用拡大申請がされています。

6) フルフェノクスロン

・ 審議の結果、フルフェノクスロンのADIを0.037mg/kg体重/日とし、食品安全委員会に報告することとなった。

* 殺虫剤で、りんご、なし、大豆等へ使用します。あずき、かんしょ、西洋わさび、ケール、にんじん、すもも等への適用拡大申請並びに魚介類への残留基準の設定要請がされています。